

条例の概要

1 目的 (第1条)

○手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合い、共生することができる社会を実現することを目的とする。

2 定義 (第2条)

○ろう者：手話を使い日常生活又は社会生活を営む聴覚に障害のある者等をいう。
○手話の普及等：手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。
○手話通訳者等：手話通訳者その他手話に関わる者をいう。

3 基本理念 (第3条)

○手話の普及等は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者の知的かつ心豊かな生活の実現に重要な役割を担うものであるとの基本的認識の下に行う。
○手話の普及等は、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、ろう者とろう者以外の者が、相互に尊重し合いながら共生することを基本に行う。

4 各主体の役割 (第4～9条)

(県の責務)

・手話の普及等に関する総合的な施策を行う。
・市町村その他の関係機関や関係団体と連携し、ろう者や手話通訳者等の協力を得ながら手話の普及等に努める。

(県民等の役割)

・県民は、基本理念に対する理解を深めるよう努める。
・ろう者は、手話の普及等に努める。
・手話通訳者等は、手話の普及等に努めるとともに、手話に関する技術の向上に努める。

(事業者の役割)

・事業者は、ろう者に対するサービス提供時等において、手話の使用に関して合理的な配慮をするよう努める。

5 基本的施策 (第10条～第15条)

(1) 施策の策定及び推進 (第10条)

○手話の普及等を図るために必要な施策を定め、総合的かつ計画的に推進する。

(2) 手話を学ぶ機会の確保 (第11条)

○ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学び、ろう者に対する理解を深めるための機会の確保に努める。

(3) 手話を用いた情報提供等 (第12条)

○ろう者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報の提供に努める。

(4) 手話通訳者の確保、養成等 (第13条)

○ろう者の意思疎通に係る機会を確保するため、手話通訳者等及び、指導者の確保及び、養成に努めるものとする。

(5) 学校における手話の普及等 (第14条)

○ろう者である幼児、児童又は生徒が通学する学校の設置者は、教職員の手話の習得及び手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努める。

(6) 事業者に対する支援 (第15条)

○手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努める。

6 その他 (第16条～第18条)

○手話に対する調査研究 (第16条) ○年次報告 (第17条) ○財政上の措置 (第18条)